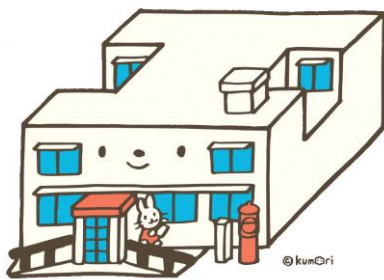
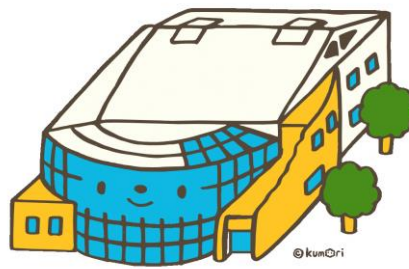


佐倉市の図書館

平成30年度
〈 2018 〉



〈佐倉図書館〉



〈志津図書館〉



〈佐倉南図書館〉

佐倉市立図書館

内 容

1. 佐倉市立図書館の運営	3
2. 図書館のあゆみ	4
3. 図書館協議会	9
4. 職 員（平成30年度）	10
5. 図書館サービス網	11
6. 施設概要	12
7. 移動図書館（Book Mobile）	13
8. 平成29年度実施事業	15
9. 平成30年度事業計画	25
10. 図書館協力団体	29
11. ボランティア協力事業一覧	29
12. 佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例	31
13. 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則	33
14. 佐倉市立図書館リサイクル要綱	39
15. 佐倉市図書館資料の貸出しに関する要綱	40
16. 佐倉市立図書館資料収集基準	42
17. 佐倉市立図書館資料除籍基準	46
18. 佐倉市立図書館資料複写サービス取扱要領	48
19. 佐倉市立図書館の図書館間協力における現物貸借で借り受けた 図書館の複写サービス取扱要領	50
20. 佐倉市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領	51
21. 佐倉市立図書館利用者用インターネット端末取扱要領	54
22. 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの取扱いに関する要領	57

表紙イラスト：千葉県公共図書館協会創立60周年記念ポスター 図書館建物イラストから引用

佐倉市立図書館

1. 佐倉市立図書館の運営

基本的運営

佐倉市立図書館は市民と共にある図書館を基本として、図書、記録その他必要な資料の収集整理及び保存を行い、市民の教養と文化の発展に寄与するために、自由と公平な立場での運営に努めます。

また、本と人、人と人との出会いの場を提供し、市民が快適に利用できるような施設の維持管理に努めます。

佐倉図書館の運営

1. 地域の中核的施設として、また、移動図書館車の運行等市域全体の図書館サービスに努めます。
2. 旧城下町(新町)にあることから、特に郷土行政資料の収集に努め、佐倉を学ぶための「佐倉学コーナー」の充実を図り、地域の資料や情報の提供に努めます。
3. 子ども読書活動の推進を図るため、保育園、幼稚園、小中学校等子どもに関わる各施設や市民ボランティアと連携しながら事業展開に努めます。

志津図書館の運営

1. 市民の様々な資料要求に対して、迅速に応えます。
2. 学校や保育園等との連携により、子どもの読書普及に努めます。
3. 佐倉市に関する資料を収集し整理し、活用及び保存に努めます。

佐倉南図書館の運営

1. 市民をボランティアとして受け入れ、市民との協働による図書館サービスに努めます。
2. 隣接する根郷中学校と連携を密にし、図書館が学校図書館の役割も担っていきます。
3. 根郷、和田、弥富地区の児童・生徒への読書活動を援助していきます。
4. 市民の書齋として、くつろぎの空間づくりに努めます。

2. 図書館のあゆみ

昭和51年	4月 1日	佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例施行 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則施行 位置：新町210番地
	10月 1日	閲覧室の使用を除き一般図書、児童図書の貸出を開始
昭和52年	4月 1日	全館使用開始
昭和53年	5月 1日	佐倉地域文庫連絡会発足
昭和54年	7月24日	移動図書館車「さくらおぐるま号」巡回開始 ステーション数：8ヶ所 積載冊数：1,300冊
	7月27・28日	親子読書会全国大会 会場：草ぶえの丘
	12月 1日	佐倉市おはなしきゃらばん結成
昭和55年	4月 1日	郷土資料室開室
昭和56年	8月18日	新「さくらおぐるま号」巡回開始 積載冊数：2,200冊ステーション数：12ヶ所
昭和57年	1月12日	志津分館開館
昭和58年	5月 1日	本館新館オープン 位置：新町189番地（旧郵便局）
	6月 8日	移動図書館新ステーション 石川県営住宅開始
	6月15日	移動図書館新コース 井野・ユーカリが丘開始
昭和59年	10月22日	図書館本館（床）改修工事（～11月9日）
	11月 6日	臼井公民館図書室オープン
昭和61年	4月 1日	電算化スタート
	5月 5日	本館倉庫改修工事（～6日）
昭和62年	3月 5日	開館10周年記念文学講演会 講師：松本清張氏
昭和63年	3月 2日	北志津児童センター図書室開室
	4月13日	移動図書館ステーション 山王・大崎台開始 ユーカリが丘ステーション廃止
平成元年	4月 4日	移動図書館ステーション 岩富 開始 ユーカリ五番町ハイツステーション廃止
平成 2年	10月 4日	新移動図書館車購入 積載冊数：3,000冊
平成 3年	3月31日	電算入れ替え FACOM K-670 (MEMI12MB)
	4月10日	移動図書館ステーション 藤治台 開始
	6月	佐倉市立図書館整備基本計画策定
平成 4年	1月28日	移動図書館用書庫、車庫竣工 敷地面積：387.21 m ² 建築面積：134.13 m ²
	4月 8日	移動図書館ステーション 白銀 開始

	11月17日	北志津児童センターとのオンライン開始
平成 5年	6月 8日	(仮) 志津図書館建設主体・電気設備・機械設備工事契約工期：平成5年6月8日～平成7年3月10日
平成 6年	3月15日	図書館報「みんなの図書館」の創刊
	9月15日	図書館報「みんなの図書館」第2号発行
平成 7年	3月15日	志津図書館完成、引き渡しを受ける 図書館報「みんなの図書館」第3号発行
	4月13日	移動図書館ステーション 上志津原廃止、染井野開始
	7月 1日	志津図書館設置に伴う、「佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例」一部改正施行 位置：西志津4丁目1番2号
	7月 5日	志津図書館開館記念式典
	7月 6日	志津図書館 開館
	11月15日	図書館報「みんなの図書館」第4号発行
平成 8年	4月15日	図書館報「みんなの図書館」第5号発行
	10月31日	図書館報「みんなの図書館」第6号発行
平成 9年	3月31日	図書館報「みんなの図書館」第7号発行
	6月 1日	開館時間延長（午後5時から午後6時へ）の試行開始
	11月30日	図書館報「みんなの図書館」第8号発行
平成10年	3月31日	図書館報「みんなの図書館」第9号発行
	9月25日	佐倉南図書館新築工事 工期：平成10年9月25日～平成11年9月15日
	11月 1日	図書館報「みんなの図書館」第10号発行
	3月21日	移動図書館ステーション 石川 廃止
平成11年	3月31日	図書館報「みんなの図書館」第11号発行
	12月 1日	新電算システム運用開始
平成12年	2月 1日	佐倉南図書館開館記念式典 佐倉市立図書館ホームページ開設 (URL： http://www.library.sakura.chiba.jp/)
		図書館報「みんなの図書館」第12号発行
	2月19日	志津図書館 一日の来館者数 3,059 人を記録する
	3月30日	図書館報「みんなの図書館」第13号発行
	4月 1日	「佐倉市立図書館の管理運営に関する規則」の一部改正施行（貸出冊数の変更＝5冊から10点に） 夜間開館時間延長の試行開始 (火～金曜日 午後5時から午後8時へ)
	5月24日	佐倉図書館 降雹により防水シートに被害発生

平成13年	2月 1日	図書館協議会委員の選出区分変更と内規を制定する
	4月 1日	レシートプリンターの使用開始 佐倉図書館、美術館駐車場を図書館利用者に開放する
	6月 6日	「佐倉市立図書館の管理運営に関する規則」の一部改正施行（館内整理日を月末から第一火曜日に変更）
	6月30日	臼井公民館図書室改修工事のため休館（～10月29日）
	7月	小川雄前図書館協議会委員長が全国公共図書館協議会から表彰される
	7月 1日	図書館報「みんなの図書館」第14号発行
	10月 1日	コピー料金を1枚10円に変更する
	3月26日	移動図書館ステーション 岩富町、神門 廃止
平成14年	4月 1日	佐倉市視聴覚教材ライブラリーが廃止され、その業務は佐倉図書館に統合される。「佐倉市立図書館の管理運営に関する規則」の一部改正施行 佐倉図書館、志津図書館、佐倉南図書館の祝日開館実施及び閉館時間を午後8時に変更、夜間開館業務をシルバ一人材センターへ業務委託する（17：00～20：00） 志津分館の開館時間を午前9時に変更
平成15年	5月 1日	志津図書館で蔵書管理システム一部運用稼働開始
	7月 1日	志津図書館の全館禁煙化
	9月	移動図書館車に千葉県ディーゼル条例第4条に対処するため、粒子状物質（PM）低減装置を取り付ける
平成16年	9月	移動図書館車に自動車NO _x ・PM法に対処するため、NO _x ・PM低減装置を取り付ける
	10月 5日	「佐倉市立図書館資料情報提供システム」のソフト開発（日立製作所）をする
	12月	図書館協議会委員を公募する（1名）
平成17年	7月10日	志津図書館開館10周年記念式典・講演会実施
	11月 3日	佐倉地域文庫連絡会が市長表彰を受ける
	12月 1日	図書館新システムによりインターネットサービスを開始する 佐倉市男女平等参画推進センター「ミウズ」とのオンライン開始
平成18年	2月16日	図書館協議会に「これからの佐倉市立図書館運営のあり方について」諮問する
	8月 1日	図書館協議会より「これからの佐倉市立図書館運営のあり方について」の答申を受ける

	9月16日	佐倉市立図書館開館30周年記念事業として、NHK衛星第2放送番組「週刊ブックレビュー」の公開録画を佐倉市民音楽ホールで実施する。作家小川洋子他出演。 617人入場
	11月	図書館協議会委員を公募する(1名)
平成19年	2月 1日	図書館協議会委員を10名委嘱する (任期は、平成21年1月31日まで)
	4月23日	「子どもの読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣表彰を受ける
平成20年	1月 4日	佐倉図書館が、「ホームページを活用し積極的な情報発信」等読書活動の普及に寄与した功績により、市長表彰を受ける
	12月	図書館協議会委員を公募する(3名)
平成21年	2月 1日	図書館協議会委員を10名委嘱する (任期は、平成23年1月31日まで)
	4月	市外在住者(オレンジカード使用者)への貸出について、貸出点数は5点まで及び大型絵本の貸出不可に変更(貸出数の内訳は図書5点・視聴覚1点までの合計5点まで)
平成22年	3月	長期延滞者への貸出停止、及び予約資料のとりおき期間をおおむね1週間に設定
	11月	図書館協議会委員を公募する(3名)
平成23年	2月 1日	図書館協議会委員を10名委嘱する (任期は、平成25年1月31日まで)
	3月11日	東日本大震災の発生 (節電協力の為当面の間夜間開館を中止する)
	6月 1日	夜間開館を当面19時までとして再開
平成24年	3月 1日	新図書館システム導入 LOOKS21/P(HA8000)
	3月26日	「佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例」一部改正施行(図書館協議会委員の選出基準を制定)
	9月21日	「佐倉市立図書館の管理運営に関する規則」一部改正施行(図書館協議会委員の選出基準を制定)
	11月	図書館協議会委員を公募する(3名)
平成25年	2月 1日	図書館協議会委員を10名委嘱する (任期は、平成27年1月31日まで)
平成26年	1月 5日	建て替え工事のため、志津分館休館
	11月	図書館協議会委員を公募する(3名)
平成27年	2月 1日	図書館協議会委員を10名委嘱する (任期は、平成29年1月31日まで)

	4月 1日	夜間開館時間を 20 時までに戻す
	4月 1日	「佐倉市立図書館の管理運営に関する規則」一部改正施行（休館日の祝日開館を制定）
	4月 1日	雑誌スポンサー制度開始
	7月 5日	志津図書館開館 20 周年記念事業として、ドキュメンタリー映画「疎開した 40 万冊の図書」の上映会を実施
	7月18日	読書通帳配布開始
	11月27日	志津分館改装オープン 志津分館で来館者用インターネット端末を設置
平成28年	11月	図書館協議会委員を公募する(3名)
平成29年	2月 1日	図書館協議会委員を10名委嘱する (任期は、平成31年1月31日まで)
平成30年	3月 1日	新図書館システム導入ADWORLD 佐倉市立図書館ホームページリニューアル 志津図書館、佐倉南図書館で来館者用インターネット端末を設置 北志津児童センター図書室と北志津児童センター学童保育所(児童室)の入れ替え
	3月	(仮称) 佐倉図書館等新町活性化複合施設基本構想・基本計画を策定
	4月 1日	志津図書館で国立国会図書館「デジタル化資料図書館向け送信サービス」開始
	4月12日	志津図書館で国立国会図書館「歴史的音源(れきおん)配信」開始
	8月14日	佐倉南図書館で国立国会図書館「歴史的音源(れきおん)配信」開始
	9月11日	佐倉南図書館で国立国会図書館「デジタル化資料図書館向け送信サービス」開始

3. 図書館協議会

図書館法第14条及び第15条、並びに佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例第8条により、設置されています。

佐倉市立図書館協議会委員

平成30年5月16日現在

	氏名	選出区分	所属等
1	松本 厚子	学校教育関係者	市立山王小学校
2	古林 聖哉*	学校教育関係者	市立上志津中学校
3	大野 直道	社会教育関係者	佐倉市公民館運営審議会
4	飯嶋 和子	家庭教育関係者	佐倉地域文庫連絡会
5	西川 豊子*	家庭教育関係者	おはなしきやらばん
6	石井 加寿子	学識経験者	
7	倉次 和也	学識経験者	
8	山口 直比古	公 募	
9	居石 三男	公 募	
10	北原 久美子	公 募	

(任期：平成29年2月1日～平成31年1月31日)

※の任期は、前任者の残任期間である平成30年5月16日から平成31年1月31日まで。

平成29年度 協議会

開催日	協議・報告事項等	会場
平成29年6月29日	報告事項 ・平成28年度図書館事業報告 ・平成29年度図書館予算・図書館事業計画 ・(仮)佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備について	佐倉図書館
平成29年11月2日	報告事項 ・平成28年度図書館費決算報告 ・(仮)佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備について	佐倉市役所

4. 職 員

【 佐 倉 図 書 館 】

館 長 (1) _____	主 査 (2)	臼井公民館図書室担当 1
	司 書 (2)	臼井公民館図書室担当 1
	主 査 補 (2)	
	主任主事 (1)	
	主 事 (1)	
	補 佐 員 (12)	佐倉図書館 7 臼井公民館図書室 5

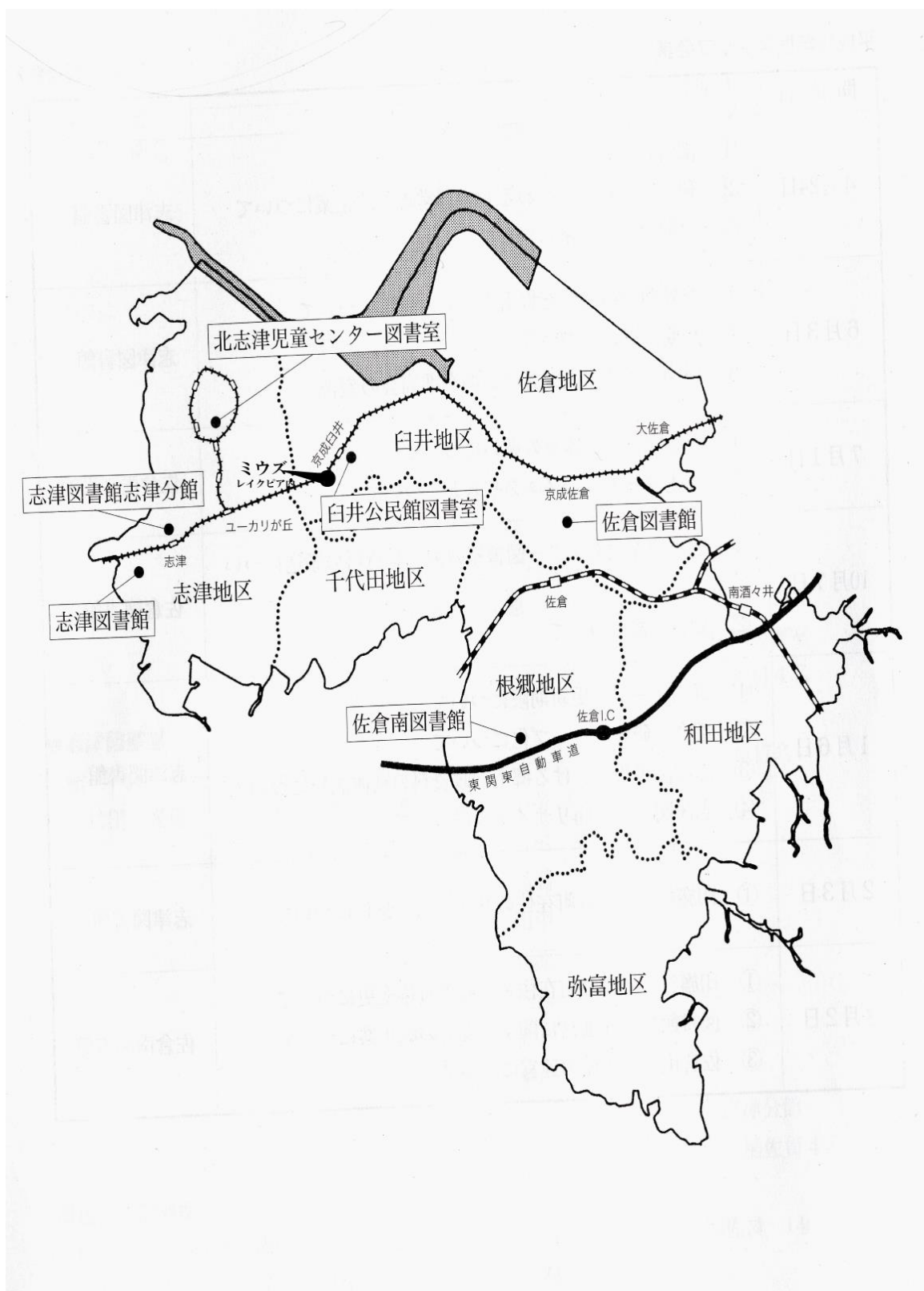
【 志 津 図 書 館 】

館 長 (1) _____	主 査 (3)	
	司 書 (2)	
	主 査 補 (3)	西志津サービスセンター併任 1
	主任主事 (1)	
	補 佐 員 (22)	志津図書館 18 志津図書館分館 4

【 佐 倉 南 図 書 館 】

館 長 (1) _____	主 査 (1)	
	司 書 (1)	
	主 査 補 (3)	
	主任主事 (1)	
	補 佐 員 (16)	

5. 図書館サービス網



6. 施設概要

地区館

名 称	佐倉図書館	志津図書館	佐倉南図書館
所在地	新町 189-1	西志津 4-1-2	山王 2-37-13
電 話	043-485-0106	043-488-0906	043-483-3000
開館時間	9時～20時		
休館日	月曜日・第1火曜日・12月28日～1月4日・特別整理日 ※月曜日・第1火曜日が祝日の場合は次の平日		
施設	敷地面積	1067.90 m ²	2999.56 m ²
	構造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
	施設延べ床		5122.41 m ²
	図書館延床	970.63 m ²	3386.77 m ²
	独立・併設	独立	併設
	収蔵可能冊数	75,000 冊	200,000 冊
	開架可能冊数	60,000 冊	85,000 冊
駐車台数	7 台	129 台	95 台
設置年月日	昭和 51 年 4 月 1 日	平成 7 年 7 月 1 日	平成 12 年 2 月 1 日

分館等

名 称	志津図書館志津分館	臼井公民館図書室	北志津児童センター図書室
所在地	上志津 1672-7	王子台 1-16	井野 794-1
電 話	043-461-7211	043-461-6224	043-487-6788
開館時間	9時～17時		
休館日	月曜日・第1火曜日・12月28日～1月4日 ・特別整理日 ※月曜日・第1火曜日が祝日の場合は次の平日		同左及び祝日
図書室延床	291.15 m ²	199.08 m ²	72.00 m ²
収蔵可能冊数	25,000 冊	43,500 冊	14,000 冊
開架可能冊数	22,500 冊	40,000 冊	5,500 冊
設置年月日	昭和 57 年 1 月 12 日	昭和 59 年 11 月 6 日	昭和 63 年 3 月 2 日

公民館図書室

名 称	根郷公民館	和田公民館
所在地	城 343-5	直弥 59
電 話	043-486-3147	043-498-0417

その他

名 称	佐倉市男女平等参画推進センター「ミウズ」
所在地	王子台 1-23 レイクピアウスイ 3階
電 話	043-460-2580

7. 移動図書館（Book Mobile）

移動図書館車(さくらおぐるま号)の運行によって、図書館から離れた地域に設けられたステーションや学校において、定期的に図書の貸出をします。

移動図書館車 さくらおぐるま号



愛 称		さくらおぐるま号
仕	車 体 名	三菱ふそうキャンター
	制 作 会 社	(株) 林田製作所
様	全 長	6,100 mm
	車 幅	2,090 mm
	車 高	2,700 mm
	乗 車 定 員	4名
	排 気 量	4,210 cc
積載図書冊数		3,000 冊

* 一般ステーション

第1・第3水曜	第2・第4火曜	第2・第4水曜
八幡台(八幡台会館) 10:00-10:40	六崎(根郷角栄井戸作東公園 脇) 10:00-10:30	藤治台(集会所脇) 10:00-10:30
宮ノ台(井野中学校) 11:00-11:25	春路(しろさわ公園) 10:45-11:15 *	白銀(堀上公園) 10:55-11:35 *
染井野(みずき公園) 15:15-15:45	城(松ヶ丘一号公園下) 14:35-15:05	江原台(健康管理センター) 15:15-15:45
	大崎台(城堀公園) 15:30-16:00	

* 学校巡回ステーション

和田小学校	第2・4火曜日	昼休み
内郷小学校	第2・4水曜日	昼休み

① 平成29年度 利用状況

	ステーション名	巡回数	貸出冊数			利用者数		
			冊数	ステーション平均	前年度比	人数	ステーション平均	前年度比
1	六崎	20	370	18.5	109%	93	4.7	120%
2	城	20	685	34.3	90%	108	5.4	85%
3	春路	20	111	5.6	81%	32	1.6	84%
4	藤治台	23	230	10.0	128%	32	1.4	160%
5	大崎台	20	252	12.6	46%	53	2.7	49%
6	白銀	23	584	25.4	77%	118	5.1	80%
7	江原台	23	453	19.7	116%	64	2.8	87%
8	八幡台	20	684	34.2	128%	141	7.1	112%
9	染井野	20	616	30.8	117%	154	7.7	119%
10	宮ノ台	20	231	11.6	56%	62	3.1	59%
11	和田小学校	12	447	37.3	58%	179	14.9	67%
12	内郷小学校	15	598	39.9	90%	252	16.8	84%
	合計	236	5,261	22.3	88%	1,288	5.5	85%

②利用状況の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間巡回数	275	264	262	249	256	236
年間貸出冊数	7,040	6,771	5,782	5,164	5,978	5,261
ステーション平均	25.6	25.6	22.1	20.7	23.3	22.2
年間利用人数	2,029	1,874	1,510	1,330	1,510	1,288
ステーション平均	7.4	7.1	5.8	5.3	5.8	5.4

③一般ステーション（学校巡回除く）の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間巡回数	234	227	229	216	220	209
年間貸出冊数	4,550	4,489	4,572	3,888	4,552	5,261
ステーション平均	19.4	19.8	20.0	18.0	20.6	25.1
年間利用人数	933	913	957	836	946	857
ステーション平均	4.0	4.0	4.2	3.9	4.3	3.7

8. 平成29年度実施事業

佐倉図書館・志津図書館・佐倉南図書館共催事業

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
夏休みおすすめブックリスト作成	7～8月	「小学1・2年生」 「小学3・4年生」 「小学5・6年生」 「中学生」向け本の紹介	市内図書館 公民館 児童センターにて配布	—
市民読書感想文集 読者の広場 「さくらおぐるま」発行	600部 発行	市民より読書感想文等を募集し、文集を発行した。	市内図書館にて配布。公民館他にて閲覧可	掲載点数 67点
ボランティア養成講座 (佐倉市立図書館対面朗読 ボランティア講座)	1月12日	元公共放送局のアナウンサーを講師にむかえ、健常者・障害者に対して行う対面朗読にあたって実施の際に注意すべき点や実技上で配慮すべき点を中心に講義をいただいた。 講師：高山 久美子 氏	佐倉南図書館	5人
千葉県公共図書館協会創立60周年記念合同企画展示	読書週間 (10月27日～ 11月9日)	「我がまちの図書館」を統一テーマとして、パネルや関連資料等の展示を行った。	市内図書館	—

佐倉図書館

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
佐倉学推薦図書リストの作成・配布	随時	佐倉学関係の本の紹介リスト「佐倉を知る」①～④を作成し配布した。 (一般、小・中学生向け)	市内図書館	—
THE・城下町!	随時	佐倉城関係資料の展示およびリストを作成し配布した。 (一般向け)	佐倉図書館	—
ぼくの・わたしの好きな本	通年	職場体験の中学生による「ぼくの・わたしの好きな本」の紹介シートを展示した。	佐倉図書館	—
子どもの本の講座 ちびちびクラブ 絵本のおはなし会	3月15日	2・3歳児とその保護者向けにおはなし会(絵本の読み聞かせ、わらべうた、手あそび、本の紹介)を行った。 *共催：臼井公民館	臼井公民館	3組の 親子

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
保育園訪問読書活動 推進事業(訪問おはなし会)	計28回	保育園児や保育士への読書活動推進に資するため、保育園に出向き、絵本の読聞かせ、手遊び、ブックトーク、図書館の紹介等を行った。	佐倉保育園	のべ 702人
おはなしきやらばん	定期公演 30回	幼児・児童向けの人形劇、大型紙芝居、パネルシアター他、絵本の紹介を行った。 前期演目 『三びきのやぎのがらがらどん』 幼児向け『おおきなかぶ』 後期演目 『三まいのおふだ』 幼児向け『3びきのくま』	市立図書館 公民館等	のべ 1,523人
職場体験・職場見学	計6日/4校	小学生の職場見学 佐倉小2年生 3名 中学生の職場体験(2年生) 佐倉中2名・臼井中2名 佐倉東中2名	佐倉図書館	9人
団体貸出	随時	① 読み聞かせ絵本パック (保育園8園、各98冊) ② 読み物系団体貸出 ・保育園5園 ・小学校・中学校10校 ・学童保育施設等8施設 ・佐倉地域文庫4施設	市内保育園 小中学校 学童保育所 地域文庫	① 784冊 ② 5,098冊
児童室の企画展示	毎月	4月・入園、入学 ・春の花・遠足 5月・こどもの日 ・母の日 6月・父の日・梅雨 ・水辺の生物 7月・夏の植物、夏の虫 ・七夕 8月・戦争と平和 ・ひまわり・オバケ 9月・遠足・稲刈り ・おじいちゃん、 おばあちゃん 10月・スポーツ ・ハロウィン 11月・実りの秋 ・食欲の秋	佐倉図書館	—

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
児童室の企画展示	毎月	12月・クリスマス ・もみの木・お正月 1月・雪の結晶 2月・冬季オリンピック、 パラリンピック 3月・おひなさま ・卒園、卒業	佐倉図書館	—

志津図書館

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
子育て応援！ 赤ちゃん広場	計11回	乳幼児とその保護者を対象とした子育て応援事業として絵本の読み聞かせ、手遊び、わらべ歌遊び、絵本の紹介のほか、子育て関連情報の紹介等、情報提供を行った。	志津図書館	230人
絵本プレイス	計6回	志津図書館の出前保育（志津図書館2階ホールで開催）の際に、会場内に絵本のコーナーを設置し、読み聞かせや子どもの読書に関する話などを行った。	西志津 ふれあい センター	109組 349人
わくわくクラブ2017	計2回	小学生向けおはなし会のほか、図書館探検や読書感想文の相談などの行事を実施することにより図書館に親しみを持ってもらい、図書館利用の推進を図った。	志津図書館	106人
保育園読み聞かせ	計10回	保育園に出向き、絵本の読み聞かせ、すばなし等により、子どもの読書普及に努めた。また、保育士への情報提供・本の紹介等を行った。	北志津保育園	274人

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
こども科学実験教室 ～科学の本って おもしろい～	①「きみはコロナ ウイルスをこえられ るか～たまごの 実験～」 8月3日	小学校中学年以上を対象に科 学実験を交えた講座を行い、 科学に対する興味を高め、科 学に関する図書を紹介した。 講師：坂口美佳子氏	西志津 ふれあい センター	22人
	②「じしゃくの実 験～めでタイカ ードをつくろ う～」 12月23日			22人
ブックトーク	計2回	小学生にブックトーク、図書 紹介等を行い、子どもの読書 普及に努めた。 青菅小：3～6年生	青菅小	149人
小学校訪問おはなし会	計3回	小学校に出向き、すばなし等 を行い、子どもの読書と佐倉 市立図書館の利用普及に努め た。	小竹小 志津小 上志津小	641人
職場体験受入れ	計9日／5校	図書館業務の職場体験を受け 入れた。 白井中3名 井野中2名 志津中2名 上志津中2名 白井西中2名	志津図書館	11人
図書館見学受入れ	7月4日 10月20日 1月19日	依頼に応じて、図書館見学を 行い、図書館について理解を 深めてもらった。 西志津小 上志津小	志津図書館	176人
地域連携事業 高齢化社会における アウトリーチサービス	計15回	認知症高齢者にも優しい社会 づくりの一環として、職員が 施設を訪問し、絵本の読み聞 かせ、手遊び、簡単な体操等 を実施、「回想法」により記 憶を刺激する手助けをすること により、認知機能の向上も 図った。	エクセレント ケア志津・ゆた か苑（介護老人 保健施設）	のべ 346人

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
大人が楽しむおはなし会	文月の語り 7月17日	大人を対象に、すばなし(昔話・文学作品・古典等)を行い、併せて関連本の紹介を行うことで図書館の利用普及に努めた。	西志津 ふれあい センター	27人
	長月の語り 9月18日			43人
あなたのイチオシ本へのおもいをしおりにしよう	① 7月21日～ 8月31日 ② 10月27日～ 11月13日	①夏休み期間中に「私のイチオシ本」の原稿を募集し、それを紹介することで読書の普及に努めた。 ②募集した紹介文を、図書の扱いに関する啓発文を入れたカムロちゃんしおりの裏に印刷し、配布することで利用者のマナー向上を図った。	志津図書館	のべ 2,290人 (原稿90点 しおりの 配布 2,200枚)
ライブラリー・ ラボラトリー 第一夜	10月27日	プレミアムフライデーの企画として、夜の図書館で生演奏のBGMとコーヒーと共に本を読むという新しい読書のスタイルを提案した。 演奏:宮内 優里	志津図書館	161人
ライブラリー・ ラボラトリー 第二弾 図書館×新刊書店× 古書店×一箱古本市 「志津で本をもっと 楽しもう!」	3月21日	図書館司書・新刊書店店長・古本店店長によるブックトーク・一箱古本市を行い、本に親しむ機会を提供した。	西志津ふれあいセンター(エントランス)	408人
教養講座 「佐倉に親しむ ブックトーク」 (「佐倉市教育の日」 関連行事)	11月24日	長嶋茂雄氏や佐倉に関する本を紹介することで、佐倉市に対する興味をわかせる、読書へのきっかけづくりを行った。 講師: 前 佐倉図書館長 内田儀久 氏	西志津 ふれあい センター	30人
志津図書館市民講座 暮らしに役立つ法律・ 判例情報講座 「法律を活かすシニア ライフ～成年後見制度と 相続を中心に～」	11月26日	県立中央図書館と共催で、日常生活で必要とされるより専門的な知識や情報を提供した。 講師: 立花 朋弁護士 (法テラス千葉法律事務所)	西志津 ふれあい センター	26人

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
お年玉 BOOK	1月16日～ 2月15日	自宅で利用しなくなった本をラッピングし、メッセージカードを付けて他の利用者にプレゼントするという活動を行うことで新たな本との出会いの場を提供し、読書普及を図った。	志津図書館	163人
クリスマス・フェスタ in西志津	12月24日	西志津ふれあいセンターとの共催で、子供向け映画の上映・ワークショップ・「Books for Someone」等のイベントを実施した。	西志津 ふれあい センター	のべ 234人
リサイクル文庫	常設	寄贈図書や除籍図書を市民に提供し有効活用を図った。	西志津ふれあいセンター (エントランス)	—
「認知症」に関する 資料及び情報の提供	常設	認知症への理解と予防を目的として、地域包括支援センターと連携し医療健康情報を提供する。	志津図書館	—
「ビジネス支援」に 関する資料及び情報の提供	常設	「ビジネス支援サービス」として、主に中小企業庁発行のパンフレット(中小企業施策紹介、創業支援、中小企業税制等)を提供する。	志津図書館	—
新聞折り込みチラシの提供	常設	新聞未購読世帯に対するサービスとして実施する。(当日分のチラシは、館内閲覧のみ)	志津図書館	—
地域メディアの活用による 図書館情報の発信	毎月	地域情報誌「ちいき新聞」(佐倉西版)に、『志津図書館 今月のおすすめの本』の記事を連載。毎月テーマを決め、本の紹介・志津図書館からのお知らせを掲載し情報を発信した。	—	—

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
テーマ資料展示	毎月	<p>毎月テーマを決め、館内に資料を展示した。 (館内の3箇所以上に展示 1段：大展示、2段：小展示 3段以下：その他)</p> <p>【4月】 ・ようこそ「さくら」咲く、佐倉へ！ ・本と出会う春春、4月 ・図書館で脳活<認知症啓発や終活関連を通年設置></p> <p>【5月】 ・ようこそ！「ギャラリーSHIZU」 ・虫の世界をのぞいてみよう ・各種検診お知らせ（健康増進課）</p> <p>【6月】 ・みんな大好き！お菓子の本 ・大切な自然 6月は環境月間 ・長嶋茂雄氏の本</p> <p>【7月】 ・海へ！山へ！ ・海へ！山へ！ ・自由研究・工作関連の本 ・日野原重明氏追悼</p> <p>【8月】 ・海へ！山へ！ ・海へ！山へ！ ・自由研究・工作関連の本 ・戦争と平和を考える</p> <p>【9月】 ・何に見える？何が見える？ ・9/10～9/16は、自殺予防週間です。（健康増進課） ・防災関連の展示 ・認知症関連パンフレットの配布</p> <p>【10月】 ・読書の秋！図書館で新たな資料との出会いをもとめて ・Tea or Coffee～忙しい合間にホッと一息 ・市立美術館「自転車展」のパンフレットと関連本</p>		

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
テーマ資料展示	毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・法テラスのパンフレットの配布 【11月】 ・美ボディ！（健康増進課） ・読書の秋！図書館で新たな資料との出会いをもとめて ・科学道 100 冊フェア ・がん情報パンフレットの配布 【12月】 ・メリー・クリスマス！（ちいき新聞連動企画） ・科学道ジュニア 100 冊フェア ・地磁気と地層の本 ・「干支に猫はないけれど・・・」 「クリスマスソング特集」 ・利用者の方からのイチオシ本の展示 【1月】 ・日本人の長寿を支える健康な食事（健康増進課） ・科学道ジュニア 100 冊フェア ・「一富士二鷹三茄子」「志津図書館寄席 落語のCD 特集」 ・利用者の方からのイチオシ本の展示 【2月】 ・イヌ VS ネコ あなたはどっち派 ・科学道ジュニア 100 冊フェア ・「一富士二鷹三茄子」「志津図書館寄席 落語のCD 特集」 ・利用者の方からのイチオシ本の展示 【3月】 ・悩んでいるあなたへ支えたいあなたへ～3 月は自殺対策強化月間～（健康増進課） ・もう見に行った？パンダと白と黒のなかまたち ・「桜（河津桜情報）」「フィギュアスケートで使った曲特集」 ・利用者の方からのイチオシ本の展示 		

佐倉南図書館

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
えほんのおはなし会	第2・4水曜日	2・3歳児を対象とした絵本の読み聞かせ、手遊びを行った。	おはなしのへや	のべ 188人
教養講座 「昔日佐倉拾遺録」を読む	10月28日	講師の内田氏が記した「昔日佐倉拾遺録」をテキストとして、その要点について解説頂き、受講者の郷土史に対するの調査方法やアプローチの仕方などを紹介した。 講師：内田 理彦 氏	講座室	17人
職場研修、職場体験 及び見学受入れ	計7日／3校	図書館業務の体験・見学を行い、図書館についての理解を深めてもらった。 山王小 4名 南部中 3名、根郷中 3名	館内	10人
ブックリサイクル	年2回 9月30日～10月1日 3月10日～11日	除籍図書・不用本等の有効利用を図った。 提供冊数：13,474冊	講座室	10月 704人 3月 671人
保育園訪問 おはなし会	根郷保育園 5回 馬渡保育園 5回	保育園に出向き、絵本の読み聞かせ等を行い、子どもの読書普及に努めるとともに、先生方との情報交換も行った。	各保育園	のべ 366人
テーマ資料展示	毎月	毎月テーマを決め、館内資料を展示した。 4月：手紙が伝える想い 5月：子育て応援！ 6月：日本の伝統と文化 7月：カラダを整える 8月：戦争と平和 9月：自殺予防週間 気にかかることありますか？ 気にかかる人いませんか？	館内	—

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
テーマ資料展示	毎月	10月：食欲の秋、読書の秋 11月：佐倉を学ぼう 12月：こちよ暮らし 1月：雪と氷を楽しむ 2月：甘い贈り物をどうぞ /生き物と暮らす 3月：3月は自殺予防月間 です。	館内	—
ヤングアダルト向け本の紹介	通年	ヤングアダルトの利用者が、自分が読んだ本の概要・感想を所定の用紙に書き、同世代の利用者に紹介した。	館内	36人
子ども読書の日・わくわくおはなし会	4月23日	子ども読書の日にあわせ、特別おはなし会を開催した。	おはなしのへや	6人
子ども読書週間・みんなでブックツリーを作ろう	4月22日～ 5月14日	来館者からおすすめの本の紹介文を募り、木の形の掲示板に貼って展示を行なった。	館内	展示枚数 122枚
たなばた ねがいごとをかいてみよう	6月25日～ 7月7日	七夕関連の図書を展示するとともに、来館者に星形の用紙に願い事を書いてもらい、空の形の掲示板に貼って展示した。	館内	展示枚数 139枚
夏休み☆こどものおはなし会	7月26日 8月9日 8月23日	幼児の来館者が多い夏休みにあわせておはなし会を開催した。	おはなしのへや	計53人
夏休み☆小学生のためのおはなし会	7月26日 8月9日 8月23日	児童の来館者が多い夏休みにあわせておはなし会を開催した。	おはなしのへや	計51人
2018年 わくわく☆本の福袋	1月5日～6日	各テーマで司書が選んだ数冊を福袋に入れて貸出し、新たな本との出会いを楽しんでもらった。	館内	40袋
小テーマ展示	通年	テーマ資料展示とは別に、時宜に因んだテーマ展示を行った。	館内3ヵ所	計61回

9. 平成30年度事業計画

佐倉図書館・志津図書館・佐倉南図書館共催事業

事業名	対象	期間・回数	内容
夏休みおすすめブックリスト作成	市内小学生 中学生	7月	夏休みに向けて、児童・生徒の読書におすすめする本のリストを作成し配布する。
読者の広場「さくらおぐるま」発行	市内在住・ 在勤・在学者	7月～3月	市民より読書感想文等を募集し文集を発行する。
ボランティア養成講座	ボランティ ア登録者	年1回	図書館ボランティアのスキルアップ講座を行う。
【新規】官学連携事業 千葉敬愛短大講師派遣	敬愛短大 学生	平成30年度 後期授業～ (県立図書館・ 山武市図書館 と連携)	平成30年度(後期)から千葉敬愛短期大学において「認定絵本士養成講座」を開講。図書館司書がそのスキルを活かし、一部のカリキュラムについてゲストスピーカーとして講義。

佐倉図書館

事業名	対象	期間・回数	内容
読書普及事業	一般・児童	年1回	本に親しんでもらうための講座を開催する。
佐倉学関連の 推薦図書普及	一般 小・中学生	常設	「佐倉学」関連図書の展示およびリストの発行を行う。
子どもの本の講座	乳幼児と 保護者	年1回	乳幼児と保護者を対象とした絵本やわらべうた等による「おはなし会形式の講座」を行う。 *共催：臼井公民館
おはなしきやらばん	幼児・児童	通年 (30回)	「おはなしきやらばん」による人形劇・大型紙芝居・ペープサート等によるおはなし会を行う。
特別パックの団体 貸出	希望の保育園 小・中学校等	随時	保育園 《読み聞かせ用パック》 小学校 《年齢別読み物用パック》 小・中学校 《佐倉学パック(調べ物用)》
訪問おはなし会	佐倉保育園	随時	子どもや先生への読書活動推進に努めるため、保育園に出向き絵本の読み聞かせ、すばなし、ブックトーク、図書館紹介等を行う。
職場体験・職場見学 受け入れ	小学生～ 大学生	随時	図書館への理解を深めてもらうために、依頼に応じて、図書館業務の体験・見学等を実施する。
児童室の企画展示	幼児・児童	通年	季節や行事にちなんだ本の展示や児童室の装飾、また折紙作品の紹介等、親子で本に親しむ環境づくりに取り組む。

志津図書館

事業名	対象	期間・回数	内容
志津図書館市民講座 ①	一般	11月	市民の学習意欲に応えるため、地域や暮らしに関する課題等をテーマに開催し、読書領域の拡大を図る。
志津図書館市民講座 ②	一般	6月28日	認知症への正しい理解と図書館サービスの支援について、市民協働により展開、拡充することを目的として開催する
大人が楽しむお話し会	一般	7・9・11月	語り部の話を聞くことによって、読書とは違った本の楽しさ、面白さに触れる。月曜開館日に実施。
Library Laboratory 図書館カフェ DE ライブ ～図書館 BGM ライブ～	一般	10月	夜の図書館でライブ演奏を聴きながら、珈琲・紅茶を片手にゆったりと本を読む。 (珈琲、紅茶専門店とのコラボ企画)
Library Laboratory 本気 BOOK フェス	一般	7月8日	書店・古書店経営者による対談。 「ほんね ほんきのほんのトーク」 (同時開催：一箱古本市・ハワイアンライブ)
高齢化社会におけるアウトリーチサービス (地域連携事業)	施設入所者 (エクセレントケア志津・ゆたか苑等)	毎月1回 (年12回)	認知症高齢者にも優しい社会づくりの一環として、司書が施設を訪問し、絵本の読み聞かせ、手遊び、簡単な体操等を実施する。 「回想法」により記憶を刺激する手助けをすることにより、認知機能の向上も期待できる。
「あなたのイチオシ本への想いを葉にしよう」 「みんなのイチオシ本を読んでみよう」	一般	7～11月	図書館の利用者から「私のイチオシ本」を推薦して頂き、その内容を葉にして来館者に配布。また、「みんなのイチオシ本」と葉「本への想い」を展示紹介する。
子育て応援！ 赤ちゃん広場	乳幼児と保護者	毎月1回 (年12回)	絵本の読み聞かせ、手遊び、子育て支援関連情報の紹介、交流(質問)タイム等を設け、子育てに対する支援を行う。
絵本プレイス	乳幼児と保護者	年6回	近隣保育園の出前保育の会場に、絵本や育児関連の本を展示し読書普及に努めるとともに、情報提供を行う。
保育園・小学校訪問 おはなし会	保育園 小学校	随時	依頼に応じて、絵本の読み聞かせ、素話、ブックトーク、図書館紹介等を行い、子どもの読書普及に努める。
わくわく図書館クラブ	小学生	年2回	図書館探検、読書感想文の書き方教室、季節の行事に合わせたイベントなどを行う。

事業名	対 象	期間・回数	内 容
子ども科学実験教室 ～科学の本って おもしろい～	小学生 (3～6年生)	8月	身近な材料を使った科学実験・工作を通じ、子どもたちに科学の世界の楽しさを伝える。科学図書を紹介し、読書領域の拡大を図る。
職業体験・職場見学、 図書館実習受け入れ	小学生～ 大学生	随時	依頼に応じて、図書館の仕事体験・見学等を受け入れ、図書館について理解を深めてもらう。
リサイクル文庫 (ブックリサイクル)	子ども ～一般	常設	寄贈本や除籍図書について、市民に無償で提供し、資料の有効活用を図る。 (エントランスで通年実施)
「認知症」に関する 資料及び情報の提供	一般	常設	認知症への理解と予防を目的として、地域包括支援センターと連携し医療健康情報を提供する。
「ビジネス支援」に関する 資料及び情報の提供	一般	常設	「ビジネス支援サービス」として、中小企業庁発行のパンフレット(中小企業施策紹介、創業支援、中小企業税制等)、千葉県及び佐倉市の支援施策の情報を提供する。
「新聞折り込みチラシ」の 提供	一般	常設	新聞未購読世帯に対するサービスとして実施する。(当日分のチラシは、館内閲覧のみ)
地域メディアの活用による 図書館情報の発信	子ども ～一般	毎月	地域情報誌「ちいき新聞」(佐倉西版)に、『志津図書館 今月のおすすめの本』の記事を連載。毎月テーマを決め、本の紹介・志津図書館からのお知らせを掲載し情報発信する。
企画テーマ展示	子ども ～一般	毎月	季節や時事問題等のテーマに沿って、図書館資料等を展示、紹介する。
行政情報展示	子ども ～一般	随時	主管課と連携し、佐倉市の行政施策、行事等について関連資料を展示、紹介する。
クリスマスイベント 「クリスマス・フェスタ」 (books for someone 等)	子ども ～一般	12月	西志津ふれあいセンターと共催で、クリスマスイベントを開催。(books for someone: 読み終えた本をラッピングし、メッセージを添えて持ち寄って頂き、誰かにプレゼントするイベント)
【新規】 図書館 DE シネマ ～旅するシネマ～	一般	5月～ 毎月1回	図書館の所蔵する視聴覚教材等を活用して、定期的に上映会を開催。関連書籍等を展示し、地域を支える情報拠点としての図書館に親しんでもらうことを目的とする。
【新規】 「がん」に関する資料及び 情報の提供	一般	9月～ 常設	がんへの理解と啓蒙、がん検診受診勧奨等を目的として、医療健康情報を提供する。
【新規】 Daily Small Labo ～あなたと図書館の 小さな実験スペース～ (展示ブースの貸出)	一般	10月～ 毎月展示替 え	館内の展示ブースを、地域で活動する団体、商店、中小企業等に提供し、地域への情報発信の場として活用する。併せて展示に関連する図書館の本、視聴覚資料のコラボレーション展示を実施する。

佐倉南図書館

事業名	対 象	期間・回数	内 容
えほんのおはなし会	2・3歳児	年24回	絵本の読み聞かせと手遊びを行う。
教養講座	一般	年1回	文学・歴史等の一般的教養に関する講演会を実施する。
ブックリサイクル	一般	年2回	寄贈本や除籍図書について市民が有効利用する機会を設ける。
職場体験・職場見学 受け入れ	小学生～ 大学生	随時	依頼に応じて、図書館業務の体験・見学を行い、図書館についての理解を深めてもらう。
保育園訪問 おはなし会	希望園	随時	保育園に出向き絵本の読み聞かせをし、子どもの読書普及に努める。先生方への情報提供も行う。
テーマ資料展示	一般・児童	毎月	毎月テーマを決め、館内に資料を展示する。
行政関連テーマ展示	一般	随時	行政施策に関連した資料を館内に展示する
ヤングアダルト向け 本の紹介	小学校高学年 ～高校生	随時	ヤングアダルト世代の利用者が、自分が読んだ本の概要・感想を所定の用紙に書き、同世代の利用者に紹介する。 ※図書館は用紙を回収し、紹介コーナーに張りだす。
【新規】夏休みおはなし会	小学校低学年 ～中学年	8月	児童の来館者が多い時期にあわせて、素話中心のおはなし会を開催し、読書普及を図る。
【新規】クリスマスおはなし会	小学校低学年 ～中学年	12月	クリスマスや冬にちなんだ、素話中心のおはなし会を開催し、読書普及を図る。

10. 図書館協力団体

① 佐倉地域文庫連絡会 (担当 佐倉図書館)

地域住民のために図書を貸し出す地域文庫、家庭文庫から構成される団体です。
現在、ユーカーリ文庫、さくら文庫、めるへん文庫、グリーン文庫、井野いずみ会、おひさま文庫の6文庫が活動しています。

② 佐倉おはなしの会 (担当 佐倉図書館)

佐倉市立図書館の「おはなしテレホンサービス」の録音を行っています。
市内各地で「おはなし会」を行うグループです。

③ おはなしきゃらばん (担当 佐倉図書館)

昔話を人形劇や紙芝居に仕立てたおはなし会を、定期公演として年間30回市内各所で実施しています。また保育園や児童センター等の要望により施設に出向いた公演も実施しています。

④ 佐倉ゆうゆう語り塾 (担当 志津図書館、佐倉南図書館)

子どもたちに豊かな「語り」の文化を届けたいと願う仲間が集まり、「語り」の勉強会を行っています。市内の保育園や学校などで「子ども向けお話会」を実施しています。また、「大人を対象とした語りの会」も年に数回開催しています。

11. ボランティア協力事業一覧 (平成29年度実績)

所 属	事業名 (協力者)	参加日数 回数等	協力人数
佐倉図書館	子どもの本の講座 ちびちびクラブ絵本のおはなし会 (個人)	1 日	2 人
佐倉図書館	保育園訪問おはなし会 (個人)	28 日	2 人 (のべ22 人)
志津図書館	小学校訪問おはなし会 (語りべボランティア「佐倉ゆうゆう語り塾」)	3 日	11 人 (のべ31 人)
志津図書館	大人が楽しむおはなし会 (語りべボランティア「佐倉ゆうゆう語り塾」)	2 日	11 人 (のべ20 人)
佐倉南図書館	えほんのおはなし会 (個人)	22 回	6 人 (のべ115 人)
佐倉南図書館	保育園訪問おはなし会 (個人)	10 回	1 人 (のべ10 人)
佐倉南図書館	館内書架整理 (個人)	43 日	3 人 (のべ43 人)
佐倉南図書館	館内の飾りつけ (個人)	5 回	5 人 (のべ19 人)
佐倉南図書館	ブックリサイクル (個人)	4 日	11 人 (のべ18 人)
佐倉南図書館	子ども読書の日・わくわくおはなし会 (個人)	1 回	1 人
佐倉南図書館	夏休み☆こどものおはなし会 (個人)	2 回	1 人 (のべ2 人)
佐倉南図書館	夏休み☆小学生のためのおはなし会 (個人)	2 回	1 人 (のべ2 人)

1 2. 佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例

昭和51年 3月29日条例第10号
改正 昭和56年12月25日条例第30号
昭和58年 3月16日条例第 5号
昭和61年 1月14日条例第 1号
平成 7年 3月31日条例第 8号
平成11年 3月29日条例第 5号
平成24年 3月26日条例第10号
平成25年10月 1日横書き施行

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定により、佐倉市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、図書、記録その他必要な資料の収集整理及び保存を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため図書館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
佐倉市立佐倉図書館	佐倉市新町189番地1
佐倉市立志津図書館	佐倉市西志津4丁目1番2号
佐倉市立佐倉南図書館	佐倉市山王2丁目37番地13

(分館)

第4条 佐倉市立志津図書館に次の分館を置く。

名 称	位 置
佐倉市立志津図書館志津分館	佐倉市上志津1672番地7

(職員)

第5条 図書館に館長及び教育委員会が必要と認める職員を置く。

(業務)

第6条 図書館は、法第3条各号に掲げる業務を行う。

(管理)

第7条 教育委員会は、図書館を常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運用をしなければならない。

2 図書館の利用者は、管理者の指示した事項を遵守しなければならない。

(図書館協議会)

第8条 法第14条第1項の規定により、佐倉市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、市民、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は、10人以内とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が第2項の基準を満たさなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、その任期中であっても解任することができる。

6 委員には、別に定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年12月25日条例第30号)

この条例は、昭和57年1月12日から施行する。

附 則 (昭和58年3月16日条例第5号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年1月14日条例第1号)

この条例は、昭和61年1月15日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日条例第8号)

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月29日条例第5号)

この条例は、平成12年2月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

1 3. 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則

昭和51年 3月31日教育委員会規則第 2号
改正 昭和52年 6月28日教委規則第 4号
昭和57年 1月14日教委規則第 1号
昭和57年 3月30日教委規則第 4号
昭和61年 3月 1日教委規則第 4号
平成 6年 2月15日教委規則第 1号
平成 7年 3月20日教委規則第 3号
平成12年 3月31日教委規則第 5号
平成12年12月22日教委規則第13号
平成13年 5月23日教委規則第 7号
平成14年 2月25日教委規則第 2号
平成15年 8月27日教委規則第11号
平成18年 3月29日教委規則第 7号
平成19年 3月20日教委規則第 3号
平成24年 9月21日教委規則第 5号
平成25年10月 1日横書き施行
平成26年 3月31日教委規則第 6号
平成26年11月21日教委規則第11号
平成28年 3月22日教委規則第 3号
平成29年 2月20日教委規則第 2号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 51年佐倉市条例第 10号）第9条の規定により、図書館の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 図書館の開館時間は、午前9時から午後8時（分館は、午後5時）までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 定期休館日 月曜日
- (2) 年始休館日 1月1日から同月4日まで

(3) 年末休館日 12月28日から同月31日まで

(4) 館内整理日 毎月第1火曜日

(5) 特別整理日 年間10日以内で教育委員会が別に定める日

2 前項に掲げる休館日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(1月1日を除く。)に当たるときは、その日後の最も近い国民の祝日に関する法律に規定する休日でない日であって、かつ、前項に掲げる休館日でない日を当該休館日とする。

(入館の制限)

第4条 館長は、館内の秩序を乱し、又はそのおそれがある者に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(館内利用の制限)

第5条 館長は、この規則に違反し、又は館長の指示に従わなかった者に対し、図書館の施設若しくは機器又は図書館資料の利用を制限し、又は禁止することができる。

(損害賠償)

第6条 利用者が、図書館資料、設備器具等を亡失し、汚損し、又はき損したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(個人貸出しの対象者及び手続等)

第7条 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有し、又は在勤し、若しくは在学している者とする。ただし、教育委員会が適当と認める者については、この限りでない。

2 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用申込書(別記様式第1号)により登録の申込みをしなければならない。この場合においては、当該申込みの際に、本人であることを証明する書類を提示するものとする。

3 教育委員会は、前項の申込みを受けた場合において、登録を適当と認めるときは、当該申込みをした者に対し、貸出カード(別記様式第2号)を交付するものとする。

4 貸出カードの有効期間は、交付の日から3年間とする。ただし、市内に住所を有しない者は、2年間とする。

5 個人貸出しを受けようとする者は、貸出カードの提示により貸出しを受けるものとする。

6 貸出カード及び貸出しを受けた図書館資料は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(貸出カードの紛失等の届出)

第8条 貸出カード若しくは図書館資料を紛失したとき、又は前条第2項の利

用申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(個人貸出図書等の数及び期間)

第9条 個人貸出しを受けることができる図書館資料の数及びその貸出期間は、次のとおりとする。ただし、図書館資料の数については、図書及び視聴覚資料の合計数は、1人につき10を限度とする。

区 分	図書館資料の数	貸出期間
図 書	1人につき10冊以内	15日以内
視聴覚資料	1人につき3点以内	15日以内

2 教育委員会は、前項の貸出期間内に申出のあった者に対してのみ、他の者の利用を妨げない範囲内において、当該申出のあった日から15日を限度として、貸出期間の延長をすることができる。

(団体貸出しの対象者及び手続)

第10条 図書の団体貸出しを受けることができる者は、市内の学校、官公署、社会教育関係団体及び会社等とする。

2 前項の登録を受けようとする者は、団体の代表者を定めた上、あらかじめ団体貸出申込書(別記様式第3号)により登録の申込みをしなければならない。

3 教育委員会は、前項の申込みを受けた場合において、登録を適当と認めるときは、当該申込みをした者に対し、貸出カードを交付するものとする。

4 団体貸出しを受けようとする者は、貸出カードの提示により貸出しを受けるものとする。

(団体貸出図書の数及び期間)

第11条 団体貸出しを受けることのできる図書の数は、1団体につき500冊以内とし、その貸出期間は、6月以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、その冊数及び期間を別に指定することができる。

(館外貸出しを禁ずる資料)

第12条 教育委員会が館外貸出用として指定した図書館資料以外の資料は、館外貸出しを行わない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(図書館資料の返却等)

第13条 貸出しを受けた図書館資料は、定められた貸出期間内に返却しなければならない。

2 教育委員会は、図書館資料を貸出期間内に返却せず、かつ、当該資料の返却を求めてもなお返却しない者に対し、期間を定めて貸出しを禁止すること

ができる。

(図書館資料の複写)

第14条 著作権法第31条第1項の規定により、図書館資料を複写しようとする者は、図書館資料複写申込書(別記様式第4号)により教育委員会に申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた者は、複写に係る費用を負担しなければならない。

(相互貸借による図書館資料の貸出し等)

第15条 利用者は、貸出しを受ける図書館資料が図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第4号の相互貸借によるものであるときは、相互貸借に係る費用を負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、相互貸借による図書館資料の貸出しその他の利用については、当該図書館資料を貸与した他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室の定めに従うものとする。

(寄贈)

第16条 図書館資料を寄贈しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て名称、員数等を記した寄贈申込書(別記様式第5号)を提出しなければならない。

(職員の職及び職務)

第17条 図書館に置かれる職員の職及び職務は、次のとおりとする。

職員	職	職務
事務職員	館長	上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監する。
	副館長	館長を補佐し、館長に事故があるときは、その職務を代理する。
	主幹	上司の命を受け、その担当事務を処理する。
	副主幹	
	主査	
	主査補	
	主任主事	上司の命を受け、事業の実施又は事務に従事する。
	主事	
	司書	上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。

技術職員	副主幹	上司の命を受け、その担任事務を処理する。
	主査	
	主査補	
技能職員	自動車運転手	上司の命を受け、自動車の運転に従事する。
技労職員	用務員	上司の命を受け、労務及び作業に従事する。

(事務分掌)

第18条 図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 文書の收受及び発送に関する事。
- (3) 文書及び帳簿の整理及び保存に関する事。
- (4) 庶務及び会計に関する事。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- (6) 図書館協議会に関する事。
- (7) 図書館資料の利用に関する事。
- (8) 図書館資料の選択、受入れ及び改廃に関する事。
- (9) 図書館資料の分類及び目録に関する事。
- (10) 図書館資料の整理及び保管に関する事。
- (11) 読書会、資料展示会等の開催に関する事。
- (12) 移動図書館の運営に関する事。
- (13) 図書館諸行事に関する事。

(図書館協議会)

第19条 図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員の構成及び定数は、次のとおりとする。

- (1) 市民 3人
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者 3人
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 2人
- (4) 学識経験のある者 2人

(委員長及び副委員長)

第20条 協議会に委員長及び副委員長各一人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、佐倉市立佐倉図書館において処理する。

(連絡調整)

第23条 佐倉市立佐倉図書館は、通常の図書館業務のほか、図書館に関する活動を総理するための連絡調整を行う。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (抄)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日教委規則第7号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日教委規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月21日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日教委規則第6号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第15条の表技能職員の項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月21日教委規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日教委規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月20日教委規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

1 4. 佐倉市立図書館リサイクル要綱

(目的)

第1条 佐倉市立図書館（以下「図書館」という）において除籍基準により除籍された資料及び図書館で不要と認めた資料を公共施設及び市民などに提供し、資料を有効に再利用される機会（リサイクル）を図ることを目的とし、リサイクル事業を実施するにあたって必要な事項を定めることとする。

(リサイクル資料)

第2条 図書館の除籍基準に基づき除籍された資料及び図書館が不要と認めた資料を対象とする。ただし、汚破損が著しく使用に耐えられない状態の資料は除く。また、法令などにより第三者への譲渡が禁止されているものは除く。

(提供先)

第3条 提供先は、次の通りとする。

(1) 公共施設（学校及び医療並びに社会福祉等、公益に資する機関が佐倉市内に有する施設）

(2) 個人

2 上記に掲げたもの以外の提供先については、図書館長が別に定めるものとする。

(提供の方法等)

第4条 提供資料は無償で提供するものとし、日時、場所については図書館長で決定するものとする。

2 提供する除籍資料はシールの貼付、その他適当な方法によりリサイクル資料であることを明示し、在籍の蔵書と明確に区別できるようにする。

(広報)

第5条 個人への無償譲渡の実施にあたっては、広く市民に周知するものとする。

(提供条件等)

第6条 提供先に提供する資料の上限については図書館長が別に定めるものとする。

提供を受けたものは次の事項を遵守しなければならない

1. 提供資料を古書店等他に転売しないこと。
2. 提供資料の有償貸出を行わないこと。
3. その他図書館長が指定する事項

(委任)

第7条 この要綱に定めるものの他、リサイクルに関して必要な事項は図書館長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

15. 佐倉市図書館資料の貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和51年佐倉市条例第10号。以下「条例」という。）に規定する図書館及びその分館並びに佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和48年佐倉市条例第43号）に規定する公民館（以下「図書館等」という。）における図書館資料の貸出しの効率性及び利用者相互の公平性を確保するため、当該貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館資料 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条第1号に定める図書館資料（本市の公民館が所蔵する同種の資料を含む。）
- (2) 予約 特定の図書館資料（本市が所蔵するものに限る。）について、優先的な個人貸出しを申し込む行為
- (3) リクエスト 特定の図書館資料（本市が所蔵するものを除く。）について、個人貸出しを申し込む行為

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法、条例及び佐倉市立図書館の管理運営に関する規則（昭和51年佐倉市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(個人貸出しの対象者の特例)

第3条 規則第7条第1項ただし書の規定により、本市に隣接する市町村に居住している者は個人貸出しを受けることができるものとする。

2 前項の場合において、個人貸出しを受けることができる図書資料の数は、次のとおりとする。ただし、図書及び視聴覚資料の合計数は、1人につき5を限度とする。

区分	図書館資料の数
図書	1人につき5冊以内
視聴覚資料	1人につき1点以内

(予約等の受付)

第4条 規則第7条本文に規定する者が予約し、及びリクエストすることができる

図書館資料の数の上限は、20とする。この場合において、当該上限のうち視聴覚資料については、3点とする。

2 第3条に規定する者の予約及びリクエストは、受け付けない。

3 取置期間（図書館等が、予約又はリクエストがあった図書館資料を当該予約し、又はリクエストした者に貸し出すため、留め置いておく期間。以下「取置期間」という。）は、おおむね1週間とする。

（予約等の制限）

第5条 館長は、この要綱の目的を達成し、図書館資料を適切に管理するため、次に掲げる者について予約及びリクエストを停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 貸出期間内に図書館資料を返却しない者
- (2) 取置期間内に図書館資料を取りに来ない者
- (3) 存在しない、図書館資料に該当しないその他貸出しできない資料をリクエストした者
- (4) その他館長が不相当と認めた者

（長期未返却者に対する処置）

第6条 規則第13条第2項の規定により長期未返却者（図書館資料の貸出期間の末日の翌日から起算して7週間を経過した時点で、当該図書館資料の返却をもとめてもなお返却していない者。以下「長期未返却者」という。）に対し、次に掲げる取扱いをするものとする。

- (1) 予約及びリクエストの停止又は取消し
- (2) 個人貸出しの停止

2 前項の規定による取扱いは、当該未返却の図書館資料をすべて返却し、又は規則第6条の規定により弁償したときに解除するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、図書館資料の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月26日から施行する。

1 6. 佐倉市立図書館資料収集基準

第1 趣 旨

この基準は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則（昭和 51 年教育委員会規則第 2 号）第 21 条の規定により、佐倉市立図書館の業務を十分かつ円滑に行うため、図書館資料の収集に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基本方針

- (1) 図書館資料の収集に当たっては、公共図書館としての役割、市民からの要望、社会的な動向に十分配慮し、生涯学習の拠点施設として、文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資する資料及び情報の収集・整備に努め、一般の利用に供するものとする。
- (2) 各図書館は、その施設設備、規模、地域性及び館の機能に応じた資料構成に留意し、佐倉市立図書館全体として体系的な資料の充実を図るものとする。
- (3) 図書館資料の選択収集に当たっては、著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれることなく、幅広く収集する。

第3 収集資料の種類

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 郷土・行政資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) 障害者用資料
- (6) 電子出版資料

第4 収集資料の範囲

- (1) 収集する資料の範囲は、各分野にわたり、基本的、入門的なものから専門的なものまで幅広く収集する。ただし、特殊な又は高度な専門性を有するもの、著しく耐久性に欠けるもの等は、原則として収集しない。
- (2) 収集する資料は、国内で発行及び製作されている資料を中心に収集するものとし、必要に応じて、国外で発行及び製作されている資料についても収集に努める。

第5 資料別収集方針

資料の資料別収集方針は、次のとおりとする。また、資料を複数収集する場合には、利用状況、資料的価値、数量等を総合的に検討し、適正な蔵書構成の維持に配

慮した収集に努めるものとする。なお、CD-ROM付き資料については、著作権の保護に十分留意するものとする。

(1) 図書

ア 一般図書

- ① 一般図書は、市民の学習、教養、実用、娯楽等に資するため、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて、専門的な図書まで幅広く収集する。
- ② 次に掲げる資料は原則として収集しない。
 - 1) 学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類（書き込み欄等が多く、また個人が長期間にわたり使用する性質のもの）
 - 2) 特殊な又は高度な専門書、学術書（ただし、資料価値が高く、多くの利用が見込まれるものについては配慮する。）
 - 3) ゲーム攻略本
 - 4) 切り抜き、切り取り、書き込みを目的として編集されたもの

③ その他の資料選定に関する留意点

- 1) 漫画は、古典の名作、実用漫画、受賞作品などで評価の高いものを中心に厳選する。
- 2) 宗教に関しては、古典的なものから選定し、バランスを考慮し、特定宗派に偏らないようにする。

イ 参考図書

参考図書は、市民の一般的な調査研究のために必要な辞典、事典、年鑑、名鑑、目録、書誌、白書、地図等を広く収集する。

ウ 児童図書

児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つような各分野の資料を広く収集する。

エ 青少年図書

青少年図書は、児童から成人への成長過程におけるおう盛な知的好奇心や読書意欲に応え、読書習慣の形成と継続を促すとともに、豊かな人間形成に資するため、各分野の資料を広く収集する。

オ 外国語資料

外国語資料は、国内外で高い評価を得ているもので、かつ、英語で記述されたものを中心として、各分野にわたって収集する。なお、社会状況の変化や市民の要求の多様化に留意し、その他の言語によるものについても収集に努める。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞は、原則として国内発行の主要全国紙等を中心に収集する。

- イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、各分野にわたって収集する。また、児童及び青少年向けのものも収集する。ただし、特殊な又は高度な専門雑誌、特定の政治団体・宗教団体が発行する雑誌及び漫画雑誌は、原則として収集しない。
- ウ 年鑑、年報及び白書等は、一般図書及び参考図書に準じて収集する。

(3) 郷土・行政資料

- ア 佐倉市に関する資料は、資料内容が佐倉市と密接に関わりがあるものを中心として、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図等を可能な限り収集する。
- イ 千葉県及び県内市町村に関する資料は、特に佐倉市と隣接する地域に留意して、基本的資料、歴史的資料を中心に収集する。

(4) 視聴覚資料

- ア 市民の教養、文化活動又は趣味に資するため、カセットテープ、CD、DVD、ビデオテープ等の視聴覚資料を収集する。
- イ 収集に当たっては、著作権の保護に十分留意し、クラシック、ポピュラー、民族音楽、伝統芸能、語学、文学作品、朗読、記録、映画等の基本的作品、代表的演者の作品を中心に収集する。
- ウ アニメーションについては、古典の名作、受賞作品などで評価の高いものを中心に厳選する。
- エ 技術の進展に伴う新しい形態の資料については、必要に応じて検討し、収集に努めるものとする。

(5) 障害者用資料

障害に応じたサービスが行えるよう、大活字本、点字図書、録音図書等の資料収集に努める。

(6) 電子出版資料

CD-ROM等の電子出版資料については、各館の収集分担、他の資料との関連、資料としての耐用年数等を十分考慮して、効率的な収集に努める。

第6 寄贈資料等の収集

資料の収集については、購入を原則とするが、必要に応じて寄贈等も活用する。この場合については、この基準に定める事項を適用する。

第7 情報提供等

図書館に所蔵されていない資料、又はこの基準の収集対象とはならない資料に対する市民からの要望については、他の図書館資料に関する情報、インターネット情報等を利用して、可能な限り当該資料に関する情報を収集し提供するとともに、他機関への紹介又は借用等の方法により資料提供に努めるものとする。

第8 その他

この基準に定めるもののほか、資料収集に関して必要な事項は、各図書館長の合議により別に定める。

この基準は平成14年8月1日より施行する。

1 7. 佐倉市立図書館資料除籍基準

第1 基本方針

この基準は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則（昭和 51 年教育委員会規則第 2 号）第 21 条の規定により、佐倉市立図書館が常に新鮮で有効な資料構成の維持に努め、かつ図書館資料の適切な管理を図るため、資料の除籍に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 除籍対象資料

除籍の対象となる資料及び基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 亡失資料

- ア 蔵書点検により不明が確認されてから 3 年を経過したもの
- イ 貸出期限を過ぎた資料であって、督促等の努力にもかかわらず 5 年を経過しても返却されないもの
- ウ 利用者が紛失した資料で、やむを得ない理由により現品での弁済が不可能なもの
- エ 不可抗力による災害その他の事故によるもの

(2) 破損・汚損資料

- ア 破損又は汚損がはなはだしく、修理困難なもの
- イ 切り抜き、書き込み等がはなはだしく、全体として利用に耐えないもの

(3) 不用資料

- ア 学問、技術の進歩又は時間の経過等により、記述あるいは記録された内容が資料としての価値を失ったもの
- イ 新版、改訂版、類似資料等の入手により、利用価値がなくなったもの
- ウ 複本が存在し、又は利用要求が少なく、将来にわたり長く保存する必要のないもの
- エ 新聞、雑誌で、保存年限を経過したもの

第3 除籍対象外資料

次に掲げる資料については、亡失資料及び破損・汚損資料となる場合を除き、原則として除籍対象としない。なお、特段の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 佐倉市に関する行政資料、民間発行資料及び歴史的資料
- (2) 記述された内容の新旧に関わらず、当該分野の基本的又は歴史的価値を有する資料
- (3) 類似する資料が存在しない、又は極端に少ない資料
- (4) 品切れ、絶版、その他の事情により、再び収集することが困難で、かつ高

い資料価値を有する資料

第4 除籍の決定

除籍にあたっては、除籍資料明細書を作成し、図書館長の決裁を受けるものとする。

第5 除籍資料の無償譲渡

図書館長は、除籍した図書館資料を「佐倉市立図書館リサイクル要綱」に基づき無償で譲渡することができる。

第6 その他

この基準に定めるもののほか、資料の除籍に関して必要な事項は、各図書館長の合議により別に定める。

この基準は平成14年8月1日より施行する。

18. 佐倉市立図書館資料複写サービス取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則（昭和51年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、佐倉市立図書館（以下「図書館」という。）における著作権法（昭和45年法律第48号。以下同じ。）第31条に掲げる複製に関するサービス（以下「複写サービス」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(複写対象資料)

第2条 複写サービスの対象となる図書館資料は、図書館が収集し、所蔵している資料及び次項に規定する資料とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 複写することにより損傷するおそれのある資料
- (2) その他館長が複写を行うことを不相当と認めた資料
- 2 図書館の利用者等が持参した資料等については、複写サービス業務の対象外とする。
- 3 図書館が、他館から図書館協力における現物貸借で借り受けた図書 of 複写に関しては、別に定める。

(複写条件)

第3条 前条に規定する複写対象資料の複写条件は、著作権法第31条の規定により、利用者の求めに応じ、調査研究のために公表された著作物の一部（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物は、その全部）について1人につき1部とする。

- 2 前項の規定のほか、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる範囲において複写することができる。
 - (1) 利用者が著作権者の資料複写の承諾を得た書面を提出した場合 承諾の範囲内
 - (2) 図書館が著作権者の資料複写の承諾を得ている場合 承諾の範囲内
 - (3) 著作権の目的とならない著作物及び著作権が消滅した著作物の場合 全部

(複写料金)

第4条 資料に要する費用は、複写の大きさにかかわらず複写機により写しを作成した場合は、白黒1枚につき10円とする。ただし、使用する用紙は、日本工業規格A3判以下とする。

(来館による複写の申込みと処理等)

第5条 来館して館内で行う複写申込みと処理等の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 複写を依頼する利用者は、規則14条第1項に定める図書館資料複写申込書(以下「申込書」という。)に所要事項を記載して、図書館職員に申し出ることとする。
- (2) 前号の申し込みを受けた職員は、申込書の記載事項が第2条及び第3条の規定に適合していることを確認した場合に複写を許可するものとする。

(複写物の利用上の責任)

第6条 複写物の利用による著作権上の責任は、当該複写物に係る複写を申し込みした者が負うものとする。

(来館せずに行う複写の申込みと処理等)

第7条 来館せずに行う複写申込みと処理等の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 複写を依頼する利用者は、申込書に所要事項を記載して、郵便、ファクシミリ、電子メール等により、図書館に申し込むこととする。
 - (2) 電話による複写の申込み及び郵便、ファクシミリ、電子メール等による複写の申込みであって、申込書以外の書面によるもの場合には当該申し込みを受け付けた職員が申込書に記載すべき内容を確認した上で、申込書に転記する。
 - (3) 前2号に規定する複写の申し込みを受け付けた職員は、複写の内容が第2条及び第3条の規定に適合していることを確認した場合に複写を許可するものとし、複写料金、郵送料等の必要経費(以下「複写料金等」という。)を利用者に通知する。
- 2 図書館は、職員が複写料金等の納入を確認した後に複写を行い、複写物を利用者に送付する。

(補則)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月1日施行の佐倉市立図書館資料複写等に関する基準は廃止する。

19. 佐倉市立図書館の図書館間協力における現物貸借で借り受けた 図書のコピーサービス取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「佐倉市立図書館資料複製サービス取扱要領」第2条第3項並びに「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」(平成18年1月1日社団法人日本図書館協会、国公立大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会)の規定により、佐倉市立図書館が図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書(以下「借受図書」という。)の複製に関するサービスの取り扱いについて必要な事項を定める。

(複製サービスの対象資料)

第2条 複製サービスの対象となる資料は、著作権法(昭和45年法律第48号。以下同じ。)第31条の規定による図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下「図書館等」という。)からの借受図書とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 借受館での複製を国立国会図書館及び図書館等が明示的に禁止している資料。
- (2) 劣化又は破損が著しい資料。

(複製条件)

第3条 複製条件、複製料金、来館による複製の申し込みと処理等、来館せずに行う複製の申し込みと処理等、複製物の利用上の責任については、「佐倉市立図書館資料複製サービス取扱要領」第3条から第7条までの規定を準用する。
この場合に、取扱要領第5条及び第7条に定める資料複製申込書には、本要領に基づく複製である旨を明示する。

2 職員が複製作業を行う場合の利用者への複製物の提供は、原則として来館申込日当日とし、申込み図書の複製枚数、資料の状態、申込み時間等により日数を要する場合には、職員は提供日を翌日以降に指定することができる。

この要領は、平成27年4月1日から施行する

20. 佐倉市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市立図書館（以下「図書館」という。）の所蔵する雑誌を、企業等がその購入代金を負担することで、当該雑誌のカバー等を広告媒体として活用する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、佐倉市広告掲載要綱（平成19年12月1日施行 19佐政第262号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度の導入により、民間企業等に情報発信の場を提供するとともに、新たな財源を確保することで、図書館資料の充実、及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(内容)

第3条 広告を掲載する企業等（以下「スポンサー」という。）が、指定する雑誌の購入代金を負担する。

- 2 スポンサーは、指定する雑誌の所蔵が複数館にまたがる場合は、その所蔵館も指定することができる。
- 3 図書館は、提供された雑誌の最新号に装着したカバー表面にスポンサーの名称を表示し、裏面には広告を掲載して図書館利用者の閲覧に供する。なお、提供された雑誌の配架位置は、図書館が決定する。
- 4 提供された雑誌は、指定された図書館が配架する。
- 5 提供された雑誌の所有権は、図書館に帰属する。

(スポンサーの対象)

第4条 スポンサーは、企業、商店、団体等とし、個人は対象外とする。

- 2 佐倉市広告掲載基準（平成19年12月1日施行 19佐政第264号）第4条に掲げる業種又は事業者に該当するものは対象外とする。
- 3 スポンサーとなった場合も、雑誌の提供期間内に前項に該当するに至った場合は、広告を取り消されることがある。

(広告の内容)

第5条 広告は、次の各号のいずれかに該当する内容のものは掲載しない。

- (1) 佐倉市広告掲載要綱第3条に該当するもの

- (2) 佐倉市広告掲載基準第5条又は7条(別表)に該当するもの
- (3) その他教育長が掲載する広告として適当でないとするもの

(対象とする雑誌)

第6条 スポンサーは、図書館が作成した「雑誌リスト」より、提供する雑誌のタイトル及び提供館を選ぶものとする。

(広告の規格等)

第7条 広告の掲載位置は、佐倉市立図書館雑誌スポンサー募集要項にて定めるものとする。なお、広告掲載期間は、原則として1年間(認定通知に記載した広告掲載期間)とし、以降も希望すれば優先的に継続することができる。

(掲載料金)

第8条 広告の掲載料金は、スポンサーとなる雑誌の年間購入代金とする。

(スポンサーの募集方法等)

第9条 スポンサーの募集方法等は、佐倉市立図書館雑誌スポンサー募集要項にて定める。

(スポンサー及び掲載する広告の内容の審査)

第10条 スポンサーは、掲載する広告の内容について、事前に広告の掲載を希望する雑誌の所蔵館と協議するものとする。

- 2 教育長は、広告の内容に修正又は削除の必要があると認められる場合は、スポンサーにその旨を申し入れることができるものとする。
- 3 スポンサーは、正当な理由がない場合は、教育長が申し入れる広告の内容の修正又は削除に応じるものとする。

(スポンサーの決定等)

第11条 教育長は、申込みを受けた場合には、佐倉市広告掲載要綱第3条及び佐倉市広告掲載基準第5条、第7条(別表)に基づき、その内容を確認し、スポンサーを決定するものとする。

- 2 教育長は、スポンサーが決定した場合には、その可否に関わらず、佐倉市立図書館雑誌スポンサー認定・不認定通知書(様式第2号)により、速やかに申込者に通知する。
- 3 スポンサー決定の通知を受けた者は、市と覚書(様式第3号)を締結する。

(雑誌の納入方法等)

第12条 スポンサーは、提供する雑誌の年間購入代金等を、図書館が指定する雑誌納入業者へ直接支払うものとする。

2 支払いは一括払いとし、振込手数料はスポンサーの負担とする。

3 スポンサーの指定した雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

4 年間購入代金の値上げや、休刊による他雑誌への振り替え時における差額等が生じた場合の支払いは、覚書（第3号様式）第6条に基づき、協議を行うものとする。

(スポンサーの責任)

第13条 掲載する広告の内容についての責任は、スポンサーが負うものとし、苦情及びその他問題が発生したときは、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(広告掲載の取り消し)

第14条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。この場合において、既に支払われた雑誌購入代金は返金しないものとする。

- (1) スポンサー又は広告の内容が、本要領第4条、第5条の各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) スポンサーが、教育長の申し入れする広告の修正及び削除に応じないとき。
- (3) 佐倉市立図書館雑誌スポンサー制度申込書に記載した内容又は広告の内容に虚偽等が判明したとき。
- (4) スポンサーが、佐倉市での営業・活動等を休止するとき

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。また、その他広告の掲載に関して疑義が生じた場合などは、必要に応じてスポンサーと協議して決める。

附則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

この要領は、平成29年3月15日から施行する。

2 1. 佐倉市立図書館利用者用インターネット端末取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、佐倉市立図書館が図書館利用者の調査、研究に資するために設置するインターネット端末（以下「端末」という。）の円滑な利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 端末を利用できる者（以下「利用者」という。）は、佐倉市立図書館の貸出カード（以下「貸出カード」という。）の交付を受けている者とする。

- 2 小学生以下の利用者については、前項の条件を満たす保護者同伴により利用できるものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、館長が適当と認める者についてはこの限りではない。

(利用方法)

第3条 端末を利用しようとする者は、「インターネット端末利用申込書」（別記様式第1号、以下「申込書」という。）に必要事項を記載の上、貸出カードを提示して申し込むこととする。

- 2 貸出カードを提示できない者は、申込書に必要事項を記載の上、氏名及び住所の確認できる運転免許証等の公的証明書を提示して申し込むこととする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、国立国会図書館の提供する図書館向けデジタル化資料送信サービスにより送信を受けたデジタル化資料の閲覧等に関しては、別に定める。

(利用時間及び利用回数)

第4条 端末を利用できる時間は、図書館の開館時間とする。ただし、オンラインデータベースの閲覧ができる時間は、9時から17時まで（受付は16時30分まで）とする。端末の利用は、1人1回1時間までとし、次に端末を利用しようとする者がいない場合は、30分を限度として1回延長することができる。

- 2 端末の利用回数は、1人につき1日1回までとする。

(職員の補助)

第5条 職員は、端末の起動及び終了の基本操作以外の利用指導は原則として行わない。

(利用料金)

第6条 端末の利用料金は、無料とする。

2 オンラインデータベース端末のプリントアウトは、著作権法及び各データベース等の利用規約に定められた範囲とし、複写料金は、次のとおり定める。ただし、使用する用紙の大きさは日本工業規格A3判以下とし、用紙の両面に複写した場合においては、その用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。

- (1) 白黒プリント 1枚10円
- (2) カラープリント 1枚50円

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) プリントアウト（前条第2項に規定するプリントアウトを除く。）
- (2) 通信販売若しくはゲーム等の、調査、研究又は学習以外を目的とする利用
- (3) メール若しくはチャット等の送受信、又は掲示板若しくはブログ等への書き込み等、ホームページ閲覧以外の利用
- (4) ワープロ等のソフトウェアの利用
- (5) 有料ウェブサイト又は公序良俗に反すると判断されるウェブサイトへの接続
- (6) 端末ハードディスクへのファイル等の保存、又は画像やソフトウェア等のダウンロード、アップロード若しくはインストール
- (7) USBスティックメモリ又はCD-ROM等の外部記憶媒体の使用
- (8) ソフトウェア、システムプログラム又は各種設定の変更
- (9) 不正アクセス、著作権侵害若しくはプライバシー侵害等の非合法的行為、又は第三者へのいやがらせ行為
- (10) 他の利用者の迷惑となる行為、又は端末、端末に接続する機器等の破損若しくは汚損等の図書館に損害を与える行為
- (11) その他管理者が不相当と認める行為

(利用の停止及び中止)

第8条 図書館は、端末の利用に関し、機器の故障、通信障害又はプログラムの不具合などが発生した場合には、必要に応じてその利用を停止することができる。

2 図書館は、第7条の遵守事項を守らない者に対し、端末の利用を中止させることができる。

(損害賠償)

第9条 利用者の行為により、端末、端末に接続する機器を含む図書館又は第三者に損害を与えた場合は、当該利用者（未成年の場合はその保護者）が責任を負う

ものとする。

(免責事項)

第10条 図書館は、利用者によるインターネット利用から生じるすべての経済的又は法的責任を負わないものとする。

(図書館の管理責任)

第11条 図書館は、利用者が円滑かつ適正に利用できるよう、利用者用インターネット端末等の点検と管理を行うものとする。

2 利用者の個人情報やホームページ等の閲覧履歴等のプライバシーに関わる情報については、取り扱いに充分注意を払うものとする。

3 不正アクセスの発見、防止等、セキュリティ管理のため、1年間ログの保存を行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるものの他、インターネット利用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

附則

平成27年11月27日から施行の佐倉市立図書館における利用者用インターネット端末の利用に関する運用方針（試行版）は、廃止する。

2.2. 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国立国会図書館が実施する図書館向けデジタル化資料送信サービスにより佐倉市立図書館が送信を受けたデジタル化資料（以下「国立国会図書館デジタル化資料」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 国立国会図書館デジタル化資料を利用できる者は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則（昭和51年佐倉市教育委員会規則第2号）第7条第1項に規定する図書館資料の個人貸出しを受けることができる者であって、同条第3項の規定により貸出カードを交付されたもの（以下「登録利用者」という。）とする。

(利用目的)

第3条 登録利用者は、調査研究を目的とする場合に、国立国会図書館デジタル化資料を利用することができる。

(閲覧申込み及び閲覧手続)

第4条 国立国会図書館デジタル化資料の閲覧（以下「閲覧サービス」という。）を希望する登録利用者は、閲覧サービスを実施している佐倉市立図書館に来館し、職員に有効期限内の貸出カードを提示の上、国立国会図書館デジタル化資料閲覧申込書（別記様式第1号）により申し込むものとする。

2 閲覧サービスは、図書館が指定する閲覧用端末において行い、閲覧サービスを利用した者は、閲覧の終了後、直ちに職員にその旨を申し出るものとする。

3 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスへのログイン及びログアウトは、職員が行う。

(閲覧サービス利用時間)

第5条 閲覧サービスの利用は、図書館開館日の午前9時から午後5時までとし、1人当たりの閲覧時間は、1日1回1時間までとする。ただし、次に利用を希望する者がいないときは、30分間に限り延長できるものとする。

(閲覧に際しての禁止事項)

第6条 閲覧サービスを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 閲覧用端末への外部記憶装置の接続
- (2) 閲覧用端末の画面撮影
- (3) 画面キャプチャ又は資料の電子ファイルの取得
- (4) その他、著作権を侵害する行為

(複写申込み及び複写手続)

第7条 国立国会図書館デジタル化資料の複写(以下「複写サービス」という。)を依頼する登録利用者(以下「複写希望者」という。)は、複写サービスを実施している佐倉市立図書館へ来館し、職員に有効期限内の貸出カードを提示の上、国立国会図書館デジタル化資料複写申込書(別記様式第2号)により申込みものとする。

2 職員は、前項の規定による申込みの内容が著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第3項の規定に該当していることを確認の上、国立国会図書館から付与されたID及びパスワードを用いて管理用端末により複写を行い、複写サービスを利用する者に複写物を提供するものとする。

3 前項の規定による複写物の提供は、原則として申込みを行った日とする。ただし、複写物の枚数等を原因として日数を要する場合は、翌日以降とすることができる。

4 複写サービスの終了後は、管理用端末のブラウザを速やかに閉じ、印刷用のデータを管理用端末内に残さないようにするとともに、キャッシュ内のデータも自動的に削除するものとする。

5 前各項に定めるほか、国立国会図書館から複写サービスの運用について指示があった場合は、その内容に従うものとする。

(複写サービス利用時間)

第8条 複写サービスの利用は、図書館開館日の午前9時から午後5時までとし、その受付は、午後4時30分までとする。

(複写申込書の保存)

第9条 第7条第1項の規定により提出されたる国立国会図書館デジタル化資料複写申込書は、1年間保存するものとする。

(複写料金)

第10条 複写サービスの料金は、使用する用紙の大きさにかかわらず、モノクローム1枚につき10円、カラー1枚につき50円とする。この場合において、使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列3番までとし、用紙の両面に

複写した場合は、片面をそれぞれ1枚として算定する。

(領収書の交付)

第11条 複写サービスを利用した者から申し出があった場合は、領収書を交付することができる。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、国立国会図書館デジタル化資料の取り扱いに関し必要な事項は館長が別に定める。

附則 (平成30年3月15日決裁 29佐教志図第76号)

この要領は、平成30年3月15日から施行する。